

令和元年11月28日

福祉部指導監査室居宅事業者課

## 指定介護保険事業者の指定の取消しについて

介護保険法の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名            E X C E L 合同会社
- (2) 代表者           代表社員 堀ノ内 真梨 (ホリノウチ マリ)
- (3) 所在地           東大阪市若江南町三丁目8番39号

### 2 対象事業所

- (1) 事業所名称      訪問介護ちこちゃん
- (2) 事業の種類      訪問介護、第1号訪問事業
- (3) 所在地           東大阪市若江南町三丁目8番39号
- (4) 指定年月日      令和元年9月1日 (訪問介護、第1号訪問事業)

### 3 指定取消し年月日

令和元年12月1日 (訪問介護、第1号訪問事業)

### 4 指定取消しの理由

#### (1) 不正の手段による指定

新規指定申請時に勤務予定者が管理者兼サービス提供責任者1名のみであるにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、架空の訪問介護員(3名分)の介護福祉士登録証の写しを不正に作成し、勤務予定者として本市に提出することにより指定を受けた。

(法第77条第1項第9号及び法第115条の45の9第5号に該当)

(2) 介護保険法違反

事業を再開するにあたり、人員基準を満たしているように装うため、架空の訪問介護員（更に1名分）の介護福祉士登録証の写しを不正に作成し、新たな勤務予定者として本市に提出し再開の届出を行った。

（法第77条第1項第10号及び法第115条の45の9第6号に該当）

5 その他

当該事業所において、利用者へのサービス提供及び介護給付費の請求実績が全くないため、返還金は生じない。

(参考) 訪問介護ちこちゃん 事業実施経緯

令和元年9月1日 事業開始

令和元年9月2日 事業休止

令和元年9月9日 事業再開